

このメールマガジンでは、福島労働局の「今」…重要なお知らせ、法改正の概要、報道発表資料、労働局等が開催するセミナーなど…をお届けします。

詳細は、ホームページの以下のリンク先をご覧ください。

## ○ 重要なお知らせ

### ○ 福島労働局公式X(旧 Twitter)アカウントとしてリニューアルしました

福島労働局では、**令和4年度より福島労働局職業安定部公式アカウントを開設し、職業安定行政に関する情報を中心にお届けしております。**

今後は、より幅広く雇用、労働に関する各種法令や施策の施行、イベントに関する情報などを広く県民の皆様にお届けするため、福島労働局公式アカウントとしてリニューアルし、幅広い層に必要な情報を提供いたします。

#### 【運用開始日】

令和8年1月1日

#### 【アカウント名】

福島労働局【公式】 @FKSMmhlw

#### 【発信内容】

- ・雇用、労働に関する各種法令、  
施策の施行について
- ・イベントの開催について
- ・その他、労働行政に関する情報 等

#### 【アイコン】



#### 【URL、QRコード】

<https://x.com/FKSMmhlw>



### ○ ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！～職場のハラスメント撲滅月間～

厚生労働省では、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、**12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報を実施しております。**

これに伴い、福島労働局においても令和7年12月1日(月)～令和7年3月31日(火)までの間、労働者だけでなく事業主も利用できる**「ハラスメント対応特別相談窓口」**を設置いたします。相談内容等に係るプライバシーは厳守いたします(匿名での相談可)。また、相談無料ですのでお気軽にご相談ください。

## <相談窓口連絡先はこちら>

福島労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

働く方や事業主等が相談できる「ハラスメント相談特別窓口」を開設し、セクハラ、いわゆるマタハラ、パワハラ等に関するハラスメントの相談を受け付けます。

※時間かけて、丁寧にご相談に対応しています。できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

○福島労働局 総合労働相談コーナー	フリーダイヤル（労働者専用）	0800-800-4611 024-536-4600 024-536-4609	月曜～金曜 8:30～17:15	土日祝日、年末年始を除く
○労働基準監督署内の総合労働相談コーナー	福島労働基準監督署内	024-503-4859		
	郡山 "	024-900-9609		
	いわき "	0246-81-0068		
	会津 "	0242-26-6495		
	白河 "	0248-24-1391		
	須賀川 "	0248-75-3519		
	喜多方 "	0241-22-4211		
	相馬 "	0244-36-4175		
	富岡 "	0240-22-3003		

○令和7年12月1日から令和8年2月28日まで

「STOP！転倒災害 冬の労働災害防止キャンペーンふくしま」を展開します！

福島県は、県土の85%が積雪寒冷地域となっていることから、冬期間においては、冬季特有の気象条件による降雪、凍結、寒冷等に起因する冬季特有の労働災害が毎年多発しています。

特に、転倒災害については、休業4日以上の全死傷災害の3割以上を占めていて最も件数が多く、12月から2月までの冬期間に発生する転倒災害の約4割が降雪・凍結等に起因するものとなっています。

また、昨冬は積雪が多かったため、平年と比べ降雪・凍結等を原因とする転倒災害が大幅に増加したほか、硫黄泉の温泉施設において源泉管理を行う労働者2名が点検口付近にできた雪洞内に滞留していた硫化水素による中毒で死亡するという労働災害も発生しました。

こうした状況を踏まえ、福島労働局では、各労働災害防止団体と連携し、特に降雪・凍結等を原因とする転倒災害をはじめ、冬季特有の労働災害の減少を図ることを目的として『STOP！転倒災害 冬の労働災害防止キャンペーンふくしま』を実施します。

## 【福島労働局HP】

[https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei.html](https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei.html)

職場におけるハラスメント防止対策は  
事業主の義務です

厚生労働省の職場のハラスメント対策のポータルサイト「あかるい職場応援団」では、事業主がハラスメント防止のため雇用管理上講ずべき措置やハラスメント防止対策資料等について紹介しています。

ぜひともご確認・ご活用ください。



あかるい職場応援団 -職場のハラスメント(パワハラ、セクハラ、マタハラ)の予防・解決に向けたポータルサイト-



あかるい職場応援団  
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



〇「ハロートレーニングフェス in ふくしま 2026」が開催されます！

～学びの一歩は体験から…やってみよう職業訓練！～

1月31日(土)、リスクリソースによる能力向上支援の取り組みの一環として、「ハロートレーニングフェス in ふくしま 2026」を以下のとおり開催します！

どなたでも参加できますので、多くの方々のご参加をお待ちしております！

【開催日時】

令和8年1月31日(土) 10:30~15:30 (14:30 受付終了)

## 【会 場】

ポリテクセンター福島(福島市三河北町7-14)

※ 無料駐車場あり(約 100 台)

【内 容】

ポリテクセンター見学ツアー、ハロトレ体験、ハロトレ相談 等々

## 【対象者】

どなたでも参加できます。求職中、在職中、事業主、学生、保護者、訓練施設の方々等、多数のご参加をお待ちしております！

【詳しくはこちら】

[https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage\\_02508.html](https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_02508.html)



○ ミドル・シニア向けのオンラインセミナーを開催します！

～令和7年度 キャリア形成・リスクリング推進事業～



キャリア形成・リスキリング支援センターでは、多様なミドル・シニア層のためのキャリアプラン塾を全国どこからでも参加可能なオンライン形式で開催。

同年代の参加者同士でディスカッションによる経験交流を図りつつ、セカンドキャリアにむけたキャリアプランづくりをサポートします。

セミナーは計4回、別途第2回目、第4回目が終了した後にキャリアコンサルティングを実施。

参加いただいた皆様の満足度が高く、ミドル・シニア世代に必要な情報を知り、参加者同士の会話で学びを得ることで、ご自身のこれからに関する貴重な機会となります。ご参加お待ちしています。

オンラインセミナーは全4回の連続セミナーです。第1回～第4回は同じ曜日と時間で開催されます。

催します。途中からご参加いただくことはできません。どの期も同じ内容となりますので、開催期の中からご希望の日時をお選びください。

【第1回】「キャリアの振り返り」

【第2回】「リスクリソースの方向性検討」

<キャリアコンサルティング(1回目)>

【第3回】マネープランについて学ぶ」

【第4回】「多様なキャリアデザイン」

<キャリアコンサルティング(2回目)>

スケジュール等以下URLをご覧ください。

<https://carigaku.mhlw.go.jp/evt/careerplan/>



○ 対象者:中高年(45歳以上)の方

○ 定員:30名

○ 参加料:無料

○ 開催方法:オンライン(Zoomを使用します)

○ 本セミナーはグループワークがございます。グループワークはカメラおよびマイクをオンにしてご参加いただきますので、あらかじめご了承のうえご参加ください。なお、パソコンからの参加を推奨します。

#### 【お問合せ先】

宮城キャリア形成・リスクリソース支援センター

電話:022-713-7711 / メールアドレス:[carigaku\\_miyagi@pasona.co.jp](mailto:carigaku_miyagi@pasona.co.jp)

担当:木村

#### ○ 建設業の事業主の皆さまへ

～ 所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務を行う場合は

事務所等労災(継続事業)を成立させる必要があります～

・建設業における労災保険の取扱いについて

建設業に適用される労災保険は、有期事業(単独・一括)のほかに、特定の工事現場に付随しない業務を行う場合は、事務所等(継続事業)の保険関係を成立させる必要があります。

また、労働保険料の申告、労災請求等についても注意が必要です。

不明な点については、以下までお問い合わせください。

① 適用関係及び保険料算定等

福島労働局労働保険徴収室又は最寄りの労働基準監督署

② 保険給付関係

福島労働局労災補償課又は最寄りの労働基準監督署

**建設業の事業主の皆さまへ**

～所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務を行う場合は  
事務所等の労災保険（継続事業）を成立させる必要があります～

◆ 特定の工事現場に付隨しない業務とは…

原則、元請事業者が関連しておらず、かつ、有職事業にも該当していないことが前提です。具体例としては以下の①～④の業務等が該当します。（裏面に参考>を参照）

- ① 土場・資材置き場等の整理作業（＊）や所属事業場施設内での作業
- ② 見積書作成のため現地先への現状確認
- ③ 事業として行わない消防対策作業や災害復旧作業、諒言作業
- ④ 所属事業場の修繕作業（工期を定めていない場合）

（＊）土場・資材置き場等での整理作業は、型枠、重機、電動工具等の搬出、整理整頓、メンテナンス作業等があります。

◆ 事務所等の労災保険に関する留意点について…

- ① 事務職の労働者を雇用していない場合でも建設業務從事者が「特定の工事現場に付隨しない業務」に従事する見込みがある場合は、保険関係の成立が必要です。  
※既に、建設の事業の保険関係とは別に、継続事業の労災・障害を成立している場合は、保険料の算定方法（下記⑤）に留意してください。
- ② 適用単位（事業場）は、原則、当該建設事業（事業主）の事業所所在地となります。  
ただし、組織的に発立した事業がある場合は、
- ③ 適用業種については主なる業態により判断されます。
- ④ 保険料の算定にあたっては「特定の工事現場に付隨しない業務」に従事した部分の賃金額を算出し、算定基礎に含めてください。  
※「特定の工事現場に付隨しない業務」に従事した部分の賃金額は概算となる賃料（出勤料、出退料等）等を算出してください。概算となる賃料がない場合は、実績等から当該作業の日数、時数を推算し、これに応じた賃金額を算出してください。
- ⑤ 所属労働者が「特定の工事現場に付隨しない業務で負傷・疾病合併」した場合は事務所等労災の保険関係に労災請求してください。

◆ 成立手続と保険給付に関して…

所員労働者が「特定の工事現場に付隨しない業務」を行っている場合（又は行う見込みがある場合）で、まだ手続きが済んでない事業主の方は、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署で成立手続きができます。  
未手続きの労災保険給付を行った場合、保険給付にした費用に相当する額の全部又は一部を事業主から徴収することができます。

成立手続又は保険給付に関する問い合わせは、労働基準監督署へ相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署の所在地は→

<参考>  
有期事業と事務所等（継続事業）の労働保険料の労災保険分の区分例

- ① 元請A社の工事現場にかかる業務（注）を下請B社の労働者がB社の資材置き場で行った場合  
当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出し合計の「有期事業」の保険料の算定基礎に含めます。（ただし、請負金額で保険料を算定する場合を除く）  
（注）なまこ屋の事務所等が「製造」上の業種の場合は、元請の工事現場に付隨する事業者（B社）の労働で請負、加工の業務を行った際の賃金額について、「事務所等」の保険料の算定基礎に含めることに留意する。
- ② C社労働者が特定の工事現場に付隨しないC社内の倉庫整理を行った場合  
当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しC社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含めます。
- ③ D社労働者が顧客からの依頼により見積書を作成した場合  
当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しD社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含めます。
- ④ E社労働者が台風被害を受けた自社の復旧作業を突発的に行った場合  
当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しE社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含めます。（ただし、事業として行っている場合は除く）
- ⑤ 「F社労働者が自社の倉庫の外壁塗装作業（工期の定めはない）を他の業務の合間を利用して行った場合  
当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しF社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含めます。  
(建設の範囲)となる業種であっても工期の定めがない場合は「有期事業」に該当しない場合があることに留意する。）

\*以上①～⑤はあくまで一例です。

<建設業の事業主の皆さまへのお願い>

年度更新時の労働保険料の適正申告と正しい保険関係による労災請求について

- ▶ 労働保険の年度更新では、  
ア 元請として行った工事が前年度に終了した場合は一括有期事業の保険関係（労災）  
イ 特定の工事現場に付隨しない業務については「事務所等労災」（継続事業）の保険関係（労災）  
ウ 所員労働者の雇用保険  
以上のア～ウについてはそれぞれ適正に確定保険料を申告してください。  
▶ 下請事業者の所員労働者が元請事業に関連した業務で負傷した場合（合病合併）は、元請事業の保険関係で労災請求してください。この場合、下請事業の保険関係で労災請求することは誤りとなりますのでご注意ください。

\*ご不明点があれば、都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

詳しくは、こちらのサイトをご覧ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/002450789.pdf>

※リーフレットの他、「現場労災」と「事務所等労災」の区分けについて、ポンチ絵も添付しています。

**福島労働局/徴収室/各種法令・制度・手続き/労働保険関係**

## ○ 「改正育児・介護休業法」令和7年10月1日完全施行！

- ・ 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置等  
5つの措置（①始業時刻当の変更、②テレワーク、③保育施設の設置運営、④就業しつつ子を養育することを用意にするための休暇、⑤短時間勤務制度）から2つ以上の措置を選択して講じる必要があります。
- ・ 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮



### 就業規則の規定例や個別周知・意向確認の際に用いる「様式」例

※ 社内用にアレンジしてご活用いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>



## ○ 福島労働局からのご案内（12/26 定例報告会）

### ○ 令和7年12月定例報告会資料

[https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage\\_02756.html](https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_02756.html)

雇用失業情勢（令和7年11月分）

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/002512507.pdf>

福島労働局からのお知らせ

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/002512543.pdf>

## ○ 報道発表（12/1～12/26）

### ○ 令和7年12月発表資料

[https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/houdou\\_00116.html](https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/houdou_00116.html)

▶ 12/26

[令和8年3月新規高等学校卒業者の職業紹介状況\(令和7年11月末現在\)](#)

▶ 12/26

[福島労働局公式X\(旧Twitter\)アカウントとしてリニューアルしました](#)

▶ 12/19

[「令和7年度高年齢者雇用状況等報告の集計結果」について](#)

▶ 12/19

[障害者雇用状況の集計結果\(令和7年6月1日現在\)](#)

▶ 12/17

[「もにす認定企業認定通知書交付式」を行います](#)

## ○ イベント情報 随時更新中（12/1～12/26）

▶ 12/24

[賃上げ支援キャラバン in 仙台が開催されます](#)

▶ 12/24

[1月26日\(月\)「企業説明会＆面談会」を開催いたします](#)

▶ 12/12

[1月20日\(火\)「業界研究会」を開催します！](#)

### ○ 各ハローワーク等のイベント情報

[https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage\\_01878.html](https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_01878.html)

▶ 県内の各ハローワークのイベント情報

<a href="#">ハローワーク福島</a>	<a href="#">ハローワークいわき</a>
<a href="#">ハローワーク会津若松</a>	<a href="#">ハローワーク郡山</a>
<a href="#">ハローワーク白河</a>	<a href="#">ハローワーク須賀川</a>
<a href="#">ハローワーク相双</a>	<a href="#">ハローワーク二本松</a>

▶ その他窓口のイベント情報

<a href="#">福島わかものハローワーク</a>	<a href="#">福島新卒応援ハローワーク</a>
<a href="#">郡山新卒応援ハローワーク</a>	<a href="#">ハローワーク郡山 マザーズコーナー</a>

## ○ 新着情報 隨時更新中（12/1～12/26）

- ▶ 12/22  
[労働基準関係法令違反に係る公表事案](#)
- ▶ 12/22  
[「障害者雇用相談援助事業」の認定事業主を更新しました](#)
- ▶ 12/18  
[福島労働局長が年末安全パトロールを行いました](#)
- ▶ 12/9  
[第43回福島地方労働審議会の議事録を掲載しました](#)
- ▶ 12/8  
[「ハロートレーニングスケジュール令和7年度 冬号」を更新しました](#)
- ▶ 12/4  
[職業対策関係のページを更新しました\(医療・福祉人材雇用対策\)](#)
- ▶ 12/4  
[職員採用情報\(厚生労働事務官\)](#)

## ○ フォトレポート（12/1～12/26）

[https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage\\_03072.html](https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_03072.html)



- ▶ 12/1  
福島労働局長がベストプラクティス企業との意見交換を実施しました。  
事業所名:吉川紙業株式会社

[https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage\\_03077.html](https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_03077.html)



- ▶ 12/18  
福島労働局長が年末安全パトロールを行いました。  
—12月に東北6労働局の局長が建設現場等安全パトロールを実施—  
工事名:イオンモール伊達新築工事

[https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage\\_03080.html](https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_03080.html)



▶ 12/19

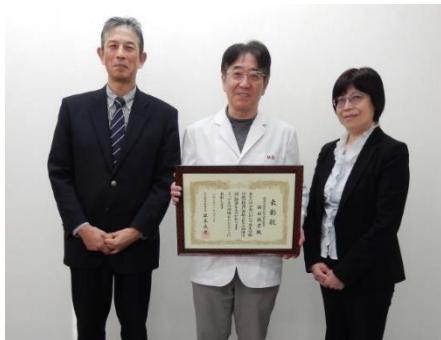
「ユースエール認定企業」認定通知書交付式を開催しました

【認定事業主】

株式会社 小野工業所

穴澤建設 株式会社

[https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage\\_03082.html](https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_03082.html)



▶ 12/19

令和7年度労働基準行政関係功労者厚生労働省労働基準局長表彰を授与しました。

【労働基準行政関係功労者】

地方労災医員 品田 尚孝 様

[https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage\\_03085.html](https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_03085.html)



▶ 12/23

「もにす認定企業」認定通知書交付式を開催しました

【認定事業主】

株式会社 三義漆器店

## HOT TOPIC

### ハロートレーニング特設サイトのご案内

ハロートレーニング(離職者訓練・求職者支援訓練)は、しごとをお探しの方を対象とした「無料※の職業訓練制度」です。

キャリアアップや希望する就職を実現するために必要な職業スキルや知識を習得することができます。

※テキスト代は自己負担になります。



【厚生労働省HP】 <https://www.mhlw.go.jp/hellotraining/>



#### 【安心の就職サポート】

ハロートレーニングを受講する方には、ハローワークや訓練実施期間が、積極的に就職支援を行います。

また、一定の要件を満たす方に、訓練受講中の生活を支援する雇用保健の各種手当や給付金などを支給します。

訓練受講前、訓練受講中、訓練終了後に、ハローワーク、訓練実施機関が、キャリアコンサルティングや職業紹介などの就職支援を行います。

#### 受講料が無料



国が行っている支援だから原則受講料無料

#### 豊富なコース



身に付けたいスキルに合わせた多数のコースをご用意しています

#### 全国各地の窓口



全国のハローワークに窓口があるから気軽に申込み、相談出来る